

令和4年度

第378回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和4年度第378回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番の仲泊元輝委員、13番の高宮城実一郎委員から欠席の連絡が入っております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、12番の新垣実委員、7番の宮城徳重委員、よろしくお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、3番の仲宗根哲也委員、9番の又吉彩子委員、報告者は9番の又吉彩子委員にお願いします。</p> <p>それでは、座って議事を進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号2番から4番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号2番から4番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を3番仲宗根哲也委員、9番又吉彩子委員、2人で行っておりますので、調査報告を9番又吉彩子委員をお願いいたします。</p>
9番	<p>5月24日火曜日、午後1時から午後3時まで3番仲宗根哲也委員と私、9番又吉彩子で、また事務局からは譜久山局長と與那嶺主査の4名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根哲也委員よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号2番、見取図の1ページになります。申請地の古謝●丁目●●●番は、古謝公民館の北に位置し、現況は耕作中の畑でした。3条の調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数180日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても現在の経営地955㎡に今回の申請地50㎡で、計1,005㎡となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはバナナの栽培の予定であり、周辺地域との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号3番、見取図の2ページになります。申請地の古謝●丁目●●●番●●は、古謝公民館の北東に位置し、現況は畑でした。3条の調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数180日であり、年150日以</p>

	<p>上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても現在の経営地1,005㎡に今回の申請地25㎡で、計1,029㎡となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜の栽培の予定であり、周辺地域との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号4番、見取図の2ページになります。申請地の古謝●丁目●●●番●●●番●●●番●は、古謝公民館の北東に位置し、現況は畑でした。3条の調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましても、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数160日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても現在の経営地2,264㎡に今回の申請地25,17㎡で、計2,289,17㎡となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜の栽培予定であり、周辺地域との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号2番から4番について、委員の意見を求めます。7番宮城徳重委員、どうぞ。</p>
7番	<p>受付番号2番の件ですが、507㎡のうちの50㎡で、面積としてはかなり小さいの使用貸借するというのですが、その周辺に借受人が経営している畑が別にあったかどうか、それを聞かせていただきたいと思います。2番だけ場所が離れていますよね。受付番号3番、4番とは離れていますよね。</p>
事務局	<p>●●さんの借受人の畑について、ご説明します。借受人の●●さんは、農地を交換するところと、あとはもう一件、(この農地の)下のほうにバナナ畑を持っていて、全部で955㎡しかありません。今回の入り口の農地の交換を満たすために●●さんは、この●●さんから受付番号2番の土地を借りて、沖縄市の下限面積を満たす作業をして、それから交換します。●●さんも1,000㎡持っていないといけないということで、今回の申請となります。</p>
7番	<p>そのうちの1,000㎡を一人で満たすためということ？</p>
事務局	<p>そうです。確保したということになっております。</p>
議長	<p>7番さん、よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>どうぞ、ほかに何かありましたら、なければ進行したいと思います。</p> <p>「進行」の声あり</p>

議長	<p>議案第 1 号、受付番号 2 番から 4 番、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声が上がっております。議案第 1 号、受付番号 2 番から 4 番、農地法第 3 条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>許可することに全員が賛成でありますので、許可といたします。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 3 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号 3 番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 2 号についても現地調査されておりますので、9 番又吉彩子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
9 番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 3 番、見取図の 3 ページになります。申請地は市立宮里中学校の北東に位置し、現況は雑草が茂った畑でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第 2 号、受付番号 3 番について、委員の意見を求めます。</p> <p>どうぞ、議案第 2 号の 3 番です。何かございましたら。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>なければ進行したいと思います。進行してよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p>

議長	<p>て、受付番号3番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号3番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第2号、受付番号3番については、許可相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号8番から15番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号8番から15番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、9番又吉彩子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
9番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号8、見取図の4ページになります。申請地は知花公民館の西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地帯にある第3種農地としました。</p> <p>受付番号9、見取図の5ページになります。申請地は、県立コザ高等学校の東に位置し、現況は雑草が茂った畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にある第3種農地としました。</p> <p>受付番号10、見取図の6ページになります。申請地は知花城跡の北西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が規則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である第2種農地としました。</p> <p>受付番号11、見取図の7ページになります。申請地は市立安慶田小学校の東に位置し、現況はバナナが植えられた畑の休耕地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号12、見取図の8ページになります。申請地は登川公民館の東に位置し、現状は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が規則第44条第1号に</p>

	<p>掲げる程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地といたしました。</p> <p>受付番号13、見取図の9ページになります。申請地は市立学校給食センター第二調理場の西に位置し、現況は一部駐車場で、雑草が生えた畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号14、見取図の10ページになります。申請地は市立学校給食センター第二調理場の北に位置し、現況は一部バナナ畑がある雑草が生い茂った畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号15、見取図の11ページになります。申請地は県立コザ高等学校の東に位置し、現況は進入路の工事中でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号8番から15番について、委員の意見を求めます。10番屋宜文委員、どうぞ。</p>
10番	<p>受付番号8番なんですが、所有権移転となっていますので、その他にないということで代物弁済となっているんですか。</p>
事務局	<p>はい、代物弁済です。</p>
10番	<p>これって、今ちょっと彩子さんと話をしたんですけども、お金とかそういうのではなくて、この土地をもらうことが代物弁済なんですか。</p>
事務局	<p>ご説明します。</p> <p>これは家庭裁判所において遺留分侵害額の請求調停が起こされておりまして、譲受人の●●●●さんが申立人となって●●●●さんのほうに遺留分侵害額の請求ということで、遺留分侵害請求に相当する金額に代えてその土地を譲渡して、その金額に対する代物弁済を原因として所有権の移転としています。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>7番委員、どうぞ。</p>
7番	<p>受付番号11番の件ですが、963㎡のうちの263.98㎡の申請となっていますが、今の状況は、この写真からすると農地として使っているという状</p>

	<p>況になるんですか。</p>
事務局	<p>受付番号11番ですね、その畑の一部の内面積で一般住宅を造りますけれども、残りの面積に関してはそのまま畑で残っていきます。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>どうぞ、8番から15番について何かございましたら。8番仲村学委員、どうぞ。</p>
8番	<p>受付番号12番と14番は資材置場となっているんですが、その資材の種類というのはどうなっていますか。</p>
事務局	<p>12番につきましては製造業とはなっているんですけども、建築物の製造ですね。あるいはアルミの枠、サッシとか、そういったことでコンテナに入れていくと。アルミの窓枠とか。それでコンテナをここに設置してやっていくと。</p>
8番	<p>倉庫みたいなものですか。</p>
事務局	<p>倉庫みたいなものです。</p> <p>あと、(受付番号)14番につきましては、これは一時転用となっています。近くで公共工事がありまして、そこに資材を置く場所というふうになっております。</p>
議長	<p>8番委員、よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>では進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号8番から15番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>


議長	<p>異議なしの声。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号8番から15番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第3号、受付番号8番から15番については許可相当といたします。</p> <p>引き続きまして、議案第4号、受付番号1番、非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について。</p> <p>受付番号1番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号、受付番号1番についても現地調査されておりますので、9番又吉彩子委員、現況報告をお願いします。</p>
9番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号1番、見取図の12ページになります。申請地は県立美咲特別支援学校の南に位置し、現場は樹木が中高木で繁茂している状況で、農地として十分活用できる面積135㎡ではなく、農業を再開するには著しく不適當である。また、令和2年度及び令和3年度利用状況調査にて畑としているが、以上のことから非農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。</p> <p>どうぞ、7番宮城委員。</p>
7番	<p>今、議案書を見たんですが、まずご本人の年齢と、この財産管理人は弁護士だと思いますが、その確認をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>●●●●さんは亡きになっております。</p>
7番	<p>亡くなられているということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>故人、亡くなっているということです。</p>
事務局	<p>登記簿上は亡きになっておりました。それで●●●●管財人は、●●●●弁</p>





議長	<p>護士事務所の弁護士です。</p> <p>議案第4号ですけど、ほかにありましたら、なければ進行したいと思えます。進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認についての受付番号1番について、承認とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声があります。非農地証明交付申請の承認について、受付番号1番について賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成でありますので、非農地として承認いたします。</p> <p>議案第1号から第4号までの審議、大変お疲れさまでございました。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第378回総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年5月27日

会 長 池宮城 盛泰 印 

議 長 池宮城 盛泰 印 

12番 新垣 実 

7番 宮城 徳重 